

会社法と相互保有株式の 議決権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 8

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

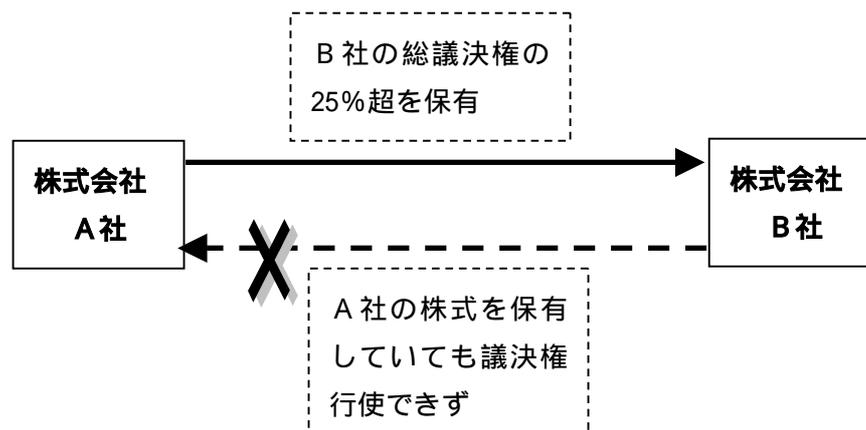
この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

現行商法では、株式会社A社が株式会社B社の議決権を総議決権の25%超を有する場合、B社はA社の株式を有していても議決権行使ができないとされている。

この点に関して、会社法では一部改正がなされている。

1. 現行商法上の相互保有株式の議決権制限

現行の商法241条3項の下では、例えば、株式会社A社が株式会社B社の議決権を総議決権の25%超を有する場合、B社はA社の株式を有していても議決権行使ができないとされている（**相互保有株式の議決権制限**）。



この趣旨は、「議決権行使の公正さを確保し、その歪曲化を防止するため」とされている（注1）。

（注1）以下の資料参照。

- ・前田庸（学習院大学名誉教授）著「会社法入門〔第10版〕」（有斐閣、2005）の343～344ページ参照。

- ・江頭憲治郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）著「株式会社・有限会社〔第4版〕」（有斐閣、2005）の295～300ページ参照。

2. 会社法における改正点

相互保有株式の議決権制限は、会社法においても、原則維持される。

その条文は、会社法 308 条 1 項である。会社法 308 条 1 項の全文は次のとおりである。

株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

この中で下線部が、「相互保有株式の議決権制限」に大きなかわりを持つ部分である。

この部分は、議決権が制限される場合を定めている（注²）が、その詳細は、今後定められる予定の法務省令を待たなければわからない。しかしながら、現時点で判明している改正点を探れば、次のとおりである（注³）。

会社法では、**総議決権の25%以上の保有という形式的な基準以外に、経営の実質的な支配可能性を考慮した基準が法務省令で定められる**としている。

つまり、1 ページの図の例でいえば、A社がB社の議決権を総議決権の25%未満しか保有しない場合にも、会社法では、B社が保有するA社の株式の議決権を行使ができないことがありうるということである。

（なお、**現行商法**では「総議決権の25%『超』」とある基準が、**会社法**では「総議決権の25%『以上』」となっている点にも注意。）

議決権制限される株主は、現行商法では株式会社等に限定されている。

これに対して、**会社法では株式会社等に限定せず**、発行会社が経営を実質的に支配することが可能な関係にある者（外国会社を含む法人等）については、議決権を制限するとしている。

（注2）条文上では、議決権が制限されるとは、明確に記載されていないが、相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005年、株式会社商事法務）の94～95ページでは、制限されることを前提に解説がなされている。

（注3）以下の資料を参考にしている。

- ・相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005年、株式会社商事法務）の94～95ページ。
- ・鳥飼重和（弁護士）他著「非公開会社のための新会社法」（商事法務、2005）の34ページ。